九　特定県並びに特定市町村に東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要する経費として総務大臣が調査した額から附則第八条第一項第九号によつて算定した額を控除した額

附則第十条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第十一条第一項各号列記以外の部分中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「（前号に掲げる経費を除く。）」を削り、「附則第九条第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「附則第九条第一項第四号」を「附則第九条第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「附則第九条第一項第五号」を「附則第九条第一項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「附則第九条第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「附則第九条第一項第六号」を「附則第九条第一項第七号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「附則第九条第一項第八号」を「附則第九条第一項第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「附則第八条第一項第九号」とあるのは、「附則第九条第一項第九号」とする。

附則第十一条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則に次の二条を加える。

（平成二十八年熊本地震に係る道府県の三月分の算定方法の特例）

第十四条　平成二十八年度に限り、第四条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　熊本県について、第二条第一項第一号の表第五号二の表に規定する算定方法に準じて算定した額から附則第十二条第一項第一号によつて算定した額を控除した額。この場合において、同表中「一七、六〇〇円」とあるのは、「二九、六〇〇円」と読み替えるものとする。

二　平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十二条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

三　平成二十八年熊本地震のため国の補助金を受けて実施する中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

四　平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　平成二十八年熊本地震のため国の補助金を受けて実施する経営体育成支援事業に要する経費として総務大臣が調査した額のうち、農産物の生産に必要な施設の撤去に係るものにあつては〇・八を、農産物の生産又は加工に必要な施設等の再建等に係るものにあつては〇・七をそれぞれ乗じて得た額の合算額

2　平成二十八年度に限り、第四条第一項第一号の表第十六号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震に係る市町村の三月分の算定方法の特例）

第十五条　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　附則第十三条第一項第一号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の表の規定に準じて算定した額から附則第十三条第一項第一号によつて算定した額を控除した額。この場合において、同表中「二三、五〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、二八、六〇〇円）」とあるのは「一六九、四〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、一六九、四〇〇円）」と、「八四、八〇〇円（平成二十八年総務省告示第四百二十号により告示した団体にあつては、二二、五〇〇円）」と読み替えるものとする。

二　附則第十三条第一項第一号の市町村について、平成二十八年熊本地震の災害救助関係経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十三条第一項第二号によつて算定した額を控除した額。

三　平成二十八年熊本地震により被災した幼児、児童、生徒又は学生の就学支援等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　平成二十八年熊本地震の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から附則第十三条第一項第三号によつて算定した額を控除した額

五　前条第一項第五号に規定する算定方法に準じて算定した額

2　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　附則第十三条第一項第一号の市町村について、前項第一号の額に〇・二を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額から附則第十三条第二項第二号によつて算定した額を控除した額

3　平成二十八年度に限り、第五条第一項第一号イの表第六号の規定は、平成二十八年熊本地震については、適用しない。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十八年度分の特別交付税から適用する。